様式第１５号（第５条関係）

（表面）

請求書（選挙運動用自動車の使用）

　　　　　年　　月　　日

朝日町長　鈴木　浩幸　殿

住　　　　所

氏名又は名称

法人のときは

代表者氏名

　朝日町議会議員及び朝日町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

正確に記載

記

１　請求金額　　　　　　　　　　　　　円

　２　内　　訳　別紙請求内訳書のとおり

　３　　　　年　　月　　日執行　　　　　　　　選挙

　４　候補者氏名

　５　振込先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 本・支店名 |  |
| 金融機関コード |  | 支店コード |  |
| 預金種別 |  | 口座番号 |  |
| フリガナ |  |
| 口　座　名 |  |

　６　発行責任者等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 職名 | 氏名 | 連絡先 |
| 発行責任者 |  |  |  |
| 担　当　者 |  |  |  |

備　考（裏面を参照のこと）

正確に記載

（裏面）

備　考

　１　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則第13条第１項第４号に規定する４けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則第36条の17第１項第４号若しくは第36条の18第１項第３号に規定する４けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

　２　候補者が供託物を没収された場合には、朝日町に支払を請求することはできません。

　３　燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。